

病院情報システム構築作業等支援  
委託仕様書

1 委託業務名

病院情報システムの構築作業等支援

2 目的

令和7年4月より構築検討に着手する「福島県立宮下病院 病院情報システム」について、将来的な電子カルテ・オーダーリング運用を視野に医事会計システムおよび周辺部門システムから更新を行うものとする。

システム検討・更新作業においては、将来的な電子カルテ・オーダーリングシステム等は勿論、令和7年度に更新を行うシステムについても、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」・「サイバーセキュリティ対策チェックリスト」、および「個人情報保護法」などへの準拠を含めたシステム要件定義が求められる。さらに令和7年度に更新を行うシステムについては、将来的な電子カルテ・オーダーリングシステム等の運用を視野に入れたシステム構成・機能要件定義・製品選定が不可欠である。

そこで、病院情報システムの構築作業支援（以下、本業務）では、当院の業務運用・システム構成等を考慮したシステム構築作業を進め、医療提供体制に影響を及ぼすことなく円滑なシステム構築を図ることを目的とする。

3 委託業務施行場所

福島県大沼郡三島町宮下水尻1150

福島県立宮下病院

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約形態

準委任契約

6 委託内容

- (1) 医療情報システムに関するガイドライン等へ準拠するシステムの概観定義支援
  - (ア) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
  - (イ) サイバーセキュリティ対策チェックリスト
  - (ウ) 個人情報保護法 など

- (2) 将来的な電子カルテ・オーダーリングなどを含むグランドデザインの策定支援
  - (ア) 電子カルテ・オーダーリング・看護支援などの基幹システム
  - (イ) 医事会計システム

※医事会計システムに関しては令和7年度導入予定であるため、令和7年6月を目安に先んじて仕様選定を完了させること。【本仕様書(8)～(11)参照】

  - (ウ) 薬剤・検査・放射線・栄養などの部門システム
  - (エ) ネットワーク・サーバ室などの付帯設備
  - (オ) その他、病院情報システムと連携する機器類など
- (3) システムベンダーからの情報収集・デモンストレーション依頼支援
  - (ア) 調達対象となるシステムに関する資料収集
  - (イ) システムベンダー等によるデモンストレーション依頼
- (4) 候補システムのユーザー施設へのヒアリング・資料提供依頼
  - (ア) 施設ヒアリング
  - (イ) 施設(システム)見学
- (5) 将来的な電子カルテ・オーダーリング運用を含むシステム要件定義・仕様書策定
  - (ア) 上記(2)に関する要件定義・仕様書策定
- (6) 上記(5)に基づく概算予算の編成支援
- (7) 調達方式・スケジュールなどを含む調達事務支援
  - (ア) 調達方式の検討
  - (イ) 調達業務に必要な仕様書・公告文書などの策定支援
  - (ウ) 既存システムの保守期限や将来的な設備更新などを考慮した調達スケジュールの策定
- (8) 令和7年度導入システムに関するシステムベンダーおよび病院要望における仕様変更の助言
  - (ア) 仕様変更要望に対する代替運用案の協議
  - (イ) システムベンダーと当院の見解相違の調整など
- (9) 令和7年度導入システムに関する開発・導入作業における工程管理支援
  - (ア) システム開発・導入作業に関する進捗管理
  - (イ) 随時発生する課題および論点の整理
- (10) 令和7年度導入システムに関するハードウェア廃棄計画策定支援
  - (ア) 廃棄ハードウェアのデータ物理破壊
  - (イ) データ破壊証明書の確認
  - (ウ) 産業廃棄物手続き(産廃事業者の選定・契約は当院にて実施)
- (11) 令和7年度導入システムに関するシステム検収支援
  - (ア) 稼働確認書(個別システム・モジュールの検収書)の雛形提供
  - (イ) システムの検収への立会い
- (12) 当院からの搬出手順と日程等に関する検討支援

- (13) 上記に関して対応が必要な会議体・体制の整備支援
- (14) 上記に関して対応が必要な会議体への参加
- (15) システム監査における不備事項の解消・改善に向けた助言

## 7 対象システム

令和7年度及び令和7年度以降に調達が必要となる病院情報システム全般

## 8 その他

- (1) 委託業務の内容について、さらに細部にわたり取り決める必要が生じたときは、協議の上決定すること。
- (2) 前述6について、公的病院における実績があること。
- (3) 前述6「委託内容」の遂行結果を福島県病院局に報告し、修正点等の意見聴取を行い、必要に応じて修正等を行うこと。
- (4) 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版～6.0版に関する知識を有し、複数医療機関における同ガイドラインの対応経験・監査経験を有する担当者を参画させること。

以上